事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　障害福祉課	里　隆介
施策名	1　誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課（室）		
事業群名	②　高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援⑤	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	20,097,148

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。

（取組項目）

ⅰ）障害福祉サービスの給付等
ⅱ）相談等による障害者の自立支援
ⅲ）精神保健福祉施策の推進
ⅳ）地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備
ⅴ）心身障害者に対する福祉制度の整備

	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
事業群	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①		18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円（R7）
		実績値②	17,664円（R元）	19,150円	19,341円	25,144円	算定中		進捗状況
		達成率②／①		101%	98%	123%			順調

	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
その他関連指標	発達外来を開設している医療機関数	目標値①		12箇所	13箇所	14箇所	15箇所	16箇所	16箇所（累計）（R7）
		実績値②	11箇所（R2）	12箇所	12箇所	14箇所	14箇所		進捗状況
		達成率②／①		100%	92%	100%	93%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援Ｂ型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。

平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、 依然として下記①から②の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。

①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。

②販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。

このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。これらの課題に対して、障害者就労施設職員向けの工賃向上セミナーの開催や農福連携の推進、商品販売会の開催などを行うことで、障害者の工賃向上に寄与した。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。

県内では、発達障害を診察する医療機関が少なく、診察をする一部の医療機関では、診察までの待機時間が長くなっている。これは全国的な傾向ではあるが、医療を必要とする患者を速やかに医療につなぐため、発達障害を診察できる医療機関を増やすことが急務である。このため、県では、これまで大学医局の医師を中心に発達障害児の診察ができる医師を養成するための研修等を実施してきたが、今後は民間医療機関においても発達障害を診察できるよう研修対象を見直し、取組を推進していく。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R5実績	達成率	令和６年度事業の成果等
				事業実施の根拠法令等							R6目標	R6実績		
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業		他の評価対象事業（公共、研究等）				R7目標			
			所管課(室)名						事業対象					
取組項目i	○	1	自立支援給付費	10,285,144	10,285,144		1,915		●事業内容 障害福祉サービスの利用に係る給付費に対する負担。 ●実施状況 障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など）の利用に係る給付費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】 訪問系サービスの利用実績（時間） ※3月提供分	数値目標なし	55,142	―	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画（障害者総合支援法）に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ・本事業の実施により障害者に就労の場を提供するとともに、工賃の水準が向上するために必要な支援を行うという観点から、サービス実施事業所に対しては工賃向上月額に応じた基本報酬の設定がなされていることで、障害者の平均工賃向上に寄与している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害福祉サービス事業所へ報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供に繋がった。
				10,997,264	10,997,264		1,971				数値目標なし	56,660	―	
				10,975,977	10,975,977		1,970				数値目標なし			
				障害者総合支援法第94条						【成果指標】	―	―	―	
			H18-							―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―		―		社会福祉法人等		―			
		2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	0	0		0		●事業内容 障害福祉サービス事業所における処遇改善加算の取得を支援。 ●実施状況 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言など、長崎県社会保険労務士会へ委託を行い、障害福祉サービス等事業所に対する支援体制の確保を行った。	【活動指標】 社労士の派遣箇所数（回）	30	0	0%	●事業の成果 ・令和6年度は832の事業所が加算Ⅰによる収入を得て賃金改善を実施し、一定の成果が得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・職員の処遇改善を図ることで、福祉サービス事業所における人材確保に寄与した。
				1,103	0		395				60	13	21%	
				5,946	0		394				60			
				―						【成果指標】 加算Ⅰ取得事業所数（事業所）	767	793	103%	
			H29-								898	832	92%	
			障害福祉課	―	―		―		社会福祉法人等		898			
		3	療養介護医療費	108,799	108,799		766		●事業内容 療養介護の利用に係る介護医療給付費に対する負担。 ●実施状況 療養介護（医療型ケアが必要な障害者へのサービス）の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】 サービスの利用実績（人） ※3月提供分	数値目標なし	518	―	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画（障害者総合支援法）に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。
				114,364	114,364		789				数値目標なし	511	―	
				105,640	105,640		788				数値目標なし			
				障害者総合支援法第94条						【成果指標】	―	―	―	
			H18-							―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―		―		社会福祉法人等		―			
		4	障害児施設支援費	3,055,384	2,759,583		2,478		●事業内容 障害児通所給付等に対する負担。 ●実施状況 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用に係る給付費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）また、障害児入所支援に要する経費（国1/2、県1/2）を支出した。	【活動指標】 放課後等デイサービスの利用実績（日） ※3月提供分	数値目標なし	57,286	―	●事業の成果 ・長崎県障害児福祉計画（児童福祉法）に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・入所支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上に寄与した。
				3,552,653	3,246,318		2,551				数値目標なし	62,339	―	
				3,172,861	2,881,008		2,549				数値目標なし			
				児童福祉法第24条						【成果指標】	―	―	―	
			H24-							―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―		―		社会福祉法人等		―			

取組項目i		5	身体障害者更生医療給付費	676,470	676,470	2,298	●事業内容 障害者総合支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する。 ●実施状況 市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行った。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】 指定医療機関数（箇所）	数値目標なし	66	—	●事業の成果 ・市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行い、対象身体障害者の医療費自己負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・更生医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。
				662,817	662,817	2,365			数値目標なし	66	—	
				670,538	670,538	2,363			数値目標なし			
				障害者総合支援法第2条、58条				【成果指標】 —	—	—	—	
			S29-						—	—	—	
			障害福祉課	○	—	—	市町		—			
		6	特別障害者手当等給付費	64,230	15,002	1,532	●事業内容 在宅重度障害者に対する特別障害者手当等の給付に要する経費。 ●実施状況 在宅の重度障害者（児）に対し、その重度の障害のために生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給した。	【活動指標】 手当給付者数（人）	数値目標なし	246	—	●事業の成果 ・受給資格者の所在地の福祉事務所を通じて、在宅重度障害者（児）に対し特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の給付を行い、在宅で生活する重度障害者（児）の経済的な負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・重度障害による負担を軽減するため、財政的な支援を行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
				67,559	16,889	1,577			数値目標なし	255	—	
				71,853	17,964	1,576			数値目標なし			
				特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条				【成果指標】 —	—	—	—	
			S50-						—	—	—	
			障害福祉課	○	○	—	在宅の重度障害者（児）		—			
取組項目ii	○	7	障害者更生相談費	19,389	19,389	383	●事業内容 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の運営にかかる経費。 ●実施状況 身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所の運営を行った。	【活動指標】 相談件数（件）	数値目標なし	7,590	—	●事業の成果 ・身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
				21,193	21,193	394			数値目標なし	7,714	—	
				24,417	24,417	394			数値目標なし			
				身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条				【成果指標】 —	—	—	—	
			S26-						—	—	—	
			障害福祉課	○	○	—	身体障害のある人及び知的障害のある人		—			
		8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業費	4,400	0	1,532	●事業内容 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるための体制を構築。 ●実施状況 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等（者含む。）やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等を行った。	【活動指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・コーディネーター養成研修を行い、22名のコーディネーターを養成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・必要なサービスを提供する体制の構築を行い、医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
				8,372	0	1,577			1	1	100%	
				9,508	0	1,576			1			
				児童福祉法第56条の6、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条				【成果指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（人）	30	19	63%	
			H27-						20	22	110%	
			障害福祉課	○	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		20			
		9	医療的ケア児支援センター運営事業費	8,311	4,156	3,830	●事業内容 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談に対して総合的に対応し、地域で安心して生活できる体制を整備。 ●実施状況 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図った。	【活動指標】 医療的ケア児支援に係る研修会・協議会の開催、参画回数（回）	10	12	120%	●事業の成果 ・対象者や関係機関からの各種相談に対応するとともに、地域の支援体制構築に係る支援を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対象者や関係機関への相談支援、助言等を行うことで、医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
				8,311	4,156	3,942			10	10	100%	
				8,367	4,183	3,939			10			
				医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条				【成果指標】 医療的ケア児に係る支援体制が整備された市町数（市町）	8	3	37%	
			R4-						8	8	100%	
			障害福祉課	—	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		12			

取組項目ii		10	医療的ケア児等レスパイト支援事業費	403	403	2,298	●事業内容 医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助。 ●実施状況 医療的ケア児に対する訪問看護に係る費用を補助することで、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図った。	【活動指標】 指定医療機関数（箇所）	3	2	66%	●事業の成果 ・医療機関については感染症対応・看護師不足等により受入休止。訪問型については8市町で実施されたことによって家族の負担軽減に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県北・離島地域における受入や訪問看護を活用した体制の構築により家族の負担軽減につながる環境づくりの推進に寄与した。
				1,728	1,728	3,153			3	2	66%		
				6,480	6,480	3,151			3				
			R5-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条				【成果指標】 医療機関におけるレスパイト受入延日数（日）	360	0	0%		
									360	0	0%		
			障害福祉課	—	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		360				
		11	巡回相談費	950	950	153	●事業内容 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施する。 ●実施状況 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	【活動指標】 巡回相談件数（件）	数値目標なし	129	—	●事業の成果 ・離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
				824	824	158			数値目標なし	122	—		
				549	549	158			数値目標なし				
			S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条				【成果指標】 —	—	—	—		
									—	—	—		
			障害福祉課	○	—	—	離島・へき地に住む身体障害のある人及び知的障害のある人		—				
		12	障害者自立促進事業	316	177	230	●事業内容 障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図るために、障害者団体が開催する研修会等の経費を補助するほか、障害者福祉活動推進員を設置する。 ●実施状況 障害者団体が開催する研修会等の経費を補助した。また、障害者福祉活動推進員を設置することにより、社会参加促進施策の体系的及び効果的な推進を図った。	【活動指標】 研修会実施件数（件）	23	12	52%	●事業の成果 ・研修会等の開催等の経費に助成を行うことで、団体の資質向上や活動強化につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者団体の組織を強化し、知識や情報を学ぶ機会を設けたことで各地域における活動の強化につながり、障害者の社会参加の促進に寄与した。
				306	171	237			23	11	47%		
									23				
			H6-	長崎県障害者団体研修費助成事業補助金実施要綱				【成果指標】 研修会参加人数（人）	986	665	67%		
									986	448	45%		
			障害福祉課	—	—	—	障害者団体		986				
		13	障害者広域支援事業	664	468	1,532	●事業内容 市町村を越えて広域的な支援を行い、障害者が自立した日常生活を又は社会生活を営むことができることを目的として、都道府県自立支援協議会の運営等の事業を行う。 ●実施状況 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	【活動指標】 アドバイザー活動日数(日)	49	48	97%	●事業の成果 ・各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町域を越えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーを配置することで、地域における相談支援体制の整備の推進に寄与した。
				548	309	1,577			49	47	95%		
				991	633	1,576			49				
			H19-	障害者総合支援法第78条				【成果指標】 市町等の要請に対する支援率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			障害福祉課	○	—	—	市町・事業者		100				

取組項目iii	○	14	障害者医療対策費	3,205,406	1,658,856	36,893	●事業内容 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理。病院指導、検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策に係わる事業。精神障害者保健福祉手帳の交付。 R6年度から、精神科病院での虐待通報制度の開始。 ●実施状況 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	【活動指標】 自立支援医療(精神通院医療)給付決定件数(件)	数値目標なし	23,031	—	●事業の成果 ・精神医療の適正化に努めることができた。請求件数が多く、審査委員との日程調整が困難等の理由により達成できなかったが速やかな処理に努めている。 ＜令和6年度退院等審査件数＞ 退院請求23件、処遇改善請求15件 ●事業群の目標達成への寄与 ・受診援助、福祉サービスなど医療体制にかかる援助を行うことで、精神障害者の自立促進に寄与した。
				3,206,939	1,623,720	45,728			数値目標なし	23,575	—		
				3,237,564	1,640,373	45,693			数値目標なし				
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条、第30条、第38条、第40条、第45条					【成果指標】 退院等請求の審査標準処理期間(30日)内処理率(%)	100	96	96%		
			H10-						100	97	97%		
			障害福祉課	○	—	—	自立支援医療受給者等		100				
		15	精神保健審議会及び諸費	895	895	383	●事業内容 精神保健福祉審議会の運営及び精神保健業務の執行に要する経費。 ●実施状況 精神保健審議会については、WEBを活用した形式で開催。 保健福祉に関する事項について、各委員から専門的立場で意見を頂いた。	【活動指標】 審議件数（件）	数値目標なし	1	100%	●事業の成果 ・県の精神保健福祉施策の現状等について報告し、専門的知見から意見を頂いた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・当該審議会は、精神保健福祉法第９条に基づき、精神保健福祉に関する事項について調査審議し、知事に対し答申・意見具申する機関であり、精神障害者の自立促進に寄与した。
				465	465	789			数値目標なし	1	100%		
				838	838	788			数値目標なし				
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条					【成果指標】 審議案件に対する審議の割合（%）	100	100	100%		
			S40-						100	100	100%		
			障害福祉課	○	—	—	審議会委員		100				
		16	高次脳機能障害支援普及事業	2,057	737	29,871	●事業内容 高次脳機能障害のある方に対して的確な医療・福祉サービスを提供し在宅生活支援や社会的な自立の促進を図る。 ●実施状況 高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。	【活動指標】 在宅支援件数（件）	410	395	96%	●事業の成果 ・地域ネットワークの推進を目的に医療、福祉、労働、教育等の関係者を対象とした研修会を実施し77名が参加。その他、関係団体の研修会等に10回参加し、603名に普及啓発活動を行った。 ・小児家族会やピアサポートの支援等の自助組織の育成支援、成人期家族に対しては家族教室・懇談会等の支援を行っている。 ・センターでは通所リハビリテーション事業を実施しているが、そこで得られた知見を各医療機関や就労支援等の事業所へ広げていくことが今後の課題である。 ●事業群の目標達成への寄与 ・通所リハビリテーションの実施や、高次脳機能障害の理解促進のための普及・啓発活動などを行い、保健・医療・福祉・教育など幅広い分野の障害者の自立促進に寄与した。
				1,414	600	27,594			410	421	102%		
				2,036	727	30,725			410				
			障害者総合支援法第3条					【成果指標】 ショートケア（1クール）に５割以上参加できた人の割合（%）	80	100	125%		
			H18-						80	100	125%		
			障害福祉課	○	—	—	高次脳機能障害のある方々等		80				
取組項目iv	○	17	児童思春期・大人の発達障害の専門知識を持つ精神科医等育成事業（医療介護基金）				●事業内容 長崎県子どもの心のサポート医の継続支援を行うとともに、患者の発達段階に応じ、大人の発達障害等にも対応できる精神科医を養成する。また、身体合併のある精神科救急患者の受入れに対応可能な精神科医等の育成を図り、地域の精神科病院における救急患者受入体制の改善を図る。 ①精神科医等専門研修 ②講演会・シンポジウム ③児童相談所におけるサポート医実地研修 ④サポート医への助言や症例検討会 ⑤小児科医会との連携	【活動指標】 各種専門研修開催数（回）				●事業成果 ・長崎大学病院が実施する精神科医等専門研修（70回）、特別講演会・講演会（6回）サポート医への助言（35回）や症例検討会（1回）を実施。 ●事業群の目的達成への寄与 ・長崎県子どもの心のサポート医の継続支援を行うとともに、患者の発達段階に応じ、大人の発達障害等にも対応できる精神科医を養成した。また、身体合併症のある精神科救急患者の受入体制の改善に寄与した。
				10,582	0	789			66	70	106%		
				10,735	0	788			66				
			長崎県地域医療介護総合確保基金補助金実施要綱					【成果指標】 各種研修参加者数（人）					
			R6-8						160	415	259%		
			障害福祉課	－	－	－			415				

取組項目iv		18	発達障害児地域医療体制整備事業費（医療介護基金）	405	0	1,532	●事業内容 発達障害の診察を行う医師及びリハビリ・評価等に関わる医療従事者を養成するための研修を行うとともに、発達障害児を対象とした専門外来を開設する医療機関の設備整備に対する経費の補助。 ●実施状況 発達障害児の受診機会の拡大を図るため、発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修を実施した。 医療機関に対する発達障害児の診察やリハビリに必要な設備整備の経費の補助については、応募がなく実施できなかった。	【活動指標】 研修を受講する医師数（人）	4	1	25%	●事業の成果 ・小児科医師5名に対して延べ27回研修を実施し、発達障害児の診断の素地形成を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医師研修の実施により、身近な地域で受診できる医療体制の整備に寄与した。
				764	0	1,577			4	5	125%	
								【成果指標】 新たに発達外来を開設する医療機関数（箇所）	1	0	0%	
			(R6終了)H27-R6	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱					1	0	0%	
			障害福祉課	—	—	—	県内小児科医師、医療従事者及び医療機関					
		19	児童発達支援センター等機能強化事業費				●事業内容 児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。 ●実施状況 児童発達支援センターに対し、センター職員のスキルアップ研修や地域の障害児通所支援事業所等に対する支援、研修等を実施するための経費を補助した。	【活動指標】 児童発達支援センター等からの補助交付申請数（箇所）				●事業の成果 ・児童発達支援センター3カ所に対して障害児やその家族への支援体制の強化を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・強化事業の実施により、障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる環境整備の推進に寄与した。
				1,612	1,020	1,577			10	3	30%	
				7,118	3,559	1,576			10			
								【成果指標】 技術支援を行った障害児通所支援事業所数(箇所)（累計）				
			R6-8	長崎県児童発達支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱					49	15	30%	
			障害福祉課	ー	ー	ー	児童発達支援センター等		99			
		20	発達障害児地域診療体制強化事業費（医療介護基金）				●事業内容 発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等に対し、必要な研修等を実施し、「長崎県こどもの発達障害診療ネットワーク」登録医として認定し、発達障害児の早期診療、早期療育を図る。	【活動指標】 研修実施回数（回）				—
				4,200	0	1,576			8			
								【成果指標】 ネットワーク登録医の養成数（累計）				
			(R7新規)R7-9	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱								
			障害福祉課	—	—	—	県内小児科医師、医療従事者及び医療機関		10			
取組項目v	○	21	障害者福祉医療費助成費	1,058,924	1,058,924	766	●事業内容 市町が実施する心身障害者医療費に対する助成。 ●実施状況 心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。（県1/2、市町1/2）	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし	38,051	—	●事業の成果 ・各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。 （補助実績）R４：1,068,994千円　R5：1,058,924千円／R6：1,036,880千円 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者及び家族の医療費負担の低減を図り、障害者が安心して暮らすための支援の充実に寄与した。
				1,037,080	1,037,080	788			数値目標なし	37,180	—	
				1,128,800	1,128,800	788			数値目標なし			
								【成果指標】 医療費助成件数（件）	数値目標なし	677,618	—	
			S49-	長崎県福祉医療費補助金実施要綱					数値目標なし	674,082	—	
			障害福祉課	—	—	—	市町		数値目標なし			
		22	障害者扶養共済費	404,426	74,855	4,595	●事業内容 障害者を扶養する保護者の不安を軽減し、障害者の生活を支援する保険制度。 ●実施状況 保護者が生存中に掛金を納付することにより（新規加入は65才未満）、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円（2口加入の場合は月額40,000円）を支給した。	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし	881	—	●事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者扶養共済制度を実施することで、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減や、生活資金の援助がなくなる保護者の死亡後の障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与した。
				400,861	72,131	4,730			数値目標なし	869	—	
				406,653	76,153	4,727			数値目標なし			
								【成果指標】 —	—	—	—	
			S45-	独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約及び長崎県心身障害者扶養共済制度条例					—	—	—	
			障害福祉課	—	○	—	制度加入者		—			

取組項目v		23	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業（医療介護基金）	410	0	766	●事業内容 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に対する研修の実施。 ●実施状況 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に必要な知識及び技能を修得させる研修（重度障害者等を対象とした特定の者）を実施した。	【活動指標】 研修開催回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・県による基本研修を2回、長崎県教育委員会による基本研修を1回実施した。 ・喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を5圏域において1箇所以上確保することができた。一部圏域においては、喀痰吸引実施可能な事業者の養成ができていないため、目標達成できていない。今後、各圏域で実施できるよう修了者の養成を行っていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・たんの吸引ができる介護人材を育成することで、住み慣れた地域での生活を維持し、安心して暮らせることに寄与した。
				389	0	789			3	3	100%		
				863	0	788			3				
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条				【成果指標】 喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を各圏域に1箇所以上確保する。（箇所）	8	5	62%		
			R元-8						8	5	62%		
			障害福祉課	○	―	―	介護職員等		8				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i　障害福祉サービスの給付等

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
障害者総合支援法や児童福祉法などに基づき各種サービスの提供を行った事業所等に対し、報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供につながった。 事業所等に対して、制度の見直し等について周知を図るとともに、適正な手続等を行うよう引き続き研修等を実施していく必要がある。	障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。

ii　相談等による障害者の自立支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・判断能力が不十分な方（知的障害者・精神障害者）に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ・障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。 ・障害者相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。 ・今後も障害者の相談支援の体制の充実に向けて、市町及び関係機関との連携を図っていく必要がある。	・判断能力が不十分な方（知的障害者・精神障害者）に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。 ・障害者の高齢化等に伴い参加者が減少しており、障害者が参加しやすい環境を整備する。

iii　精神保健福祉施策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員からの意見を反映していく。障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(３０日)を下回ることができ、適正な医療、人権擁護につなげることができている。高次脳機能障害者支援においては、医療機関と連携し、地域完結型の支援提供ができる体制作りを行っていく必要がある。	精神保健審議会：精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。 精神障害者の医療負担の軽減等：引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。 高次脳機能障害者への支援：医療機関と連携し、地域完結型の支援提供に引き続き取組む。

iv　地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
発達障害の診察ができる医療機関が限られる一方、患者は増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の初診待期期間が長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。 児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所（H28）から14箇所（R6）に増加したが、センターの機能強化が図られる必要がある。	「長崎県こどもの発達障害診療ネットワーク」登録医を養成し、適切な早期支援につなげる。引き続き、児童発達支援センター等へ技術支援を強化し、児童発達支援センター等を中心に地域全体で障害児への支援の質の向上を図る。

ｖ　心身障害者に対する福祉制度の整備	
●実績の検証及び解決すべき課題 　市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。また、保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。 　今後も新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体に対して、制度の周知を図るとともに、当該制度の安定的な運営を行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 　引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	自立支援給付費 H18- 障害福祉課	―	―	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費 H29- 障害福祉課	―	―	処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員（社労士等）派遣等の周知を図っていく。	現状維持
		3	療養介護医療費 H18- 障害福祉課	―	―	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		4	障害児施設支援費 H24- 障害福祉課	―	―	児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
		5	身体障害者更生医療給付費 S29- 障害福祉課	―	―	身体の機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持
取組項目ⅱ	○	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業費 H27- 障害福祉課	―	―	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていくとともに、引き続き、受け入れ先の確保に向けた支援体制の充実を図る。	改善
		9	医療的ケア児支援センター運営事業費 R4- 障害福祉課	―	―	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族等からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図り、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる体制の整備を促進していく。	改善

取組項目ii		10	医療的ケア児等レスパイト支援事業費 R5- 障害福祉課	—	—	医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図る。	改善
		11	巡回相談費 S26- 障害福祉課	—	—	法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持
		12	障害者自立促進事業 H6- 障害福祉課	１－４②－４　４　地域生活支援事業費に統合	—	—	統合
		13	障害者広域支援事業 H19- 障害福祉課	—	—	各市町が行う障害者相談支援事業について、広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していく。また、地域自立支援協議会等を通じて、アドバイザー派遣事業の活用を促していく。	現状維持
取組項目iii	○	14	障害者医療対策費 H10- 障害福祉課	—	—	引き続き精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。 また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
		15	精神保健審議会及び諸費 S40- 障害福祉課	—	—	精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議し、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
		16	高次脳機能障害支援普及事業 H18- 障害福祉課	—	—	長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、相談支援や普及啓発等を行うとともに、高次脳機能障害に係る医療体制の充実を図ることで、高次脳機能障害について各障害保健福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進を図る。	現状維持
取組項目iv	○	17	児童思春期・大人の発達障害の専門知識を持つ精神科医等育成事業（医療介護基金） R6-8 障害福祉課	—	—	長崎県子どもの心のサポート医の継続支援を行うとともに、患者の発達段階に応じ、大人の発達障害等にも対応できる精神科医を養成する。また、身体合併のある精神科救急患者の受入れに対応可能な精神科医等の育成を図り、地域の精神科病院における救急患者受入体制の改善を図る。	改善

取組項目ⅳ		19	児童発達支援センター等機能強化事業費 R6-8 障害福祉課	事業の更なる推進にあたっては、各地域の保育園や障害児通所支援事業所等を支援するための人材育成がまず必要であることから、センター職員の人材育成のためにより活用しやすくなるよう、制度の一部見直しの検討を行う。 併せて、令和６年度の取組事例等を各センターに周知し、事業を活用するセンターの増加を図る。	②	令和７年度の事業実績を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行いながら、引き続き、児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	改善
		20	発達障害児地域診療体制強化事業費（医療介護基金） (R7新規)R7-9 障害福祉課	R7新規		地域の小児科医等が研修等を受講することを促進し、発達障害児やその家族の診療先の選択肢が広がることで、適切な早期支援へ繋げる。	現状維持
取組項目ⅴ	○	21	障害者福祉医療費助成費 S49- 障害福祉課	—	—	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
		23	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業（医療介護基金） R元-8 障害福祉課	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を各圏域に1箇所以上確保するため、未確保圏域において実施でき得る事業者等へ働きかけを行う。	②	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を各圏域に確保するため、事業所への働きかけはもちろん各市町障害福祉課への周知など効率的に圏域を増やしていく。また、保育所等の児童関係機関での必要性も増えていることから、県・市町へのこども関係課への周知を行う。 研修のオンライン対応など研修を受講しやすい環境の検討を行う。	改善

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点